

コンプレッション制度の機能向上等に係る制度要綱

2018年5月23日

株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>I. コンプレッション制度の機能向上</p> <p>1. 制度趣旨</p> <p>2. JSCC 提案型コンプレッションの導入</p> <p>(1) JSCC 提案型コンプレッションの申込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担済取引の残高圧縮機能（コンプレッション機能）について、より高い利便性を提供するため、当社が解約内容等を提案する方式でのコンプレッション機能（以下「JSCC 提案型コンプレッション」という。）の導入を行う。 ・ JSCC 提案型コンプレッションの利用を希望する利用者は、当社に対して、事前に利用の申込みを行ったうえで、JSCC 提案型コンプレッションの対象取引として当社が指定する条件を満たす取引から対象取引を選定し、当社に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の対象は清算参加者又は清算委託者（アフィリエイト）とし、JSCC 提案型コンプレッションの実施にあたっては2社以上からの申込みを必要とする。なお、清算委託者（クライアント）は当面の間対象外とする。 ・ アフィリエイトについては、アフィリエイトの依頼に基づき、受託清算参加者が当社に対して申込み及び対象取引の選定等を行う。 ・ 当社が指定する JSCC 提案型コンプレッションの対象取引は、以下の条件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社が定める日までに債務負担がなされた取引であること

項目	内容	備考
(2) JSCC 提案型コンプレッションの成立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、利用者から提出を受けた当該対象取引等に基づき、利用者に対して、コンプレッションにより解約する取引、解約しない取引、及び新規に成立する清算約定等について提示する。 ・ 利用者は、JSCC 提案型コンプレッション実施日の前営業日に提示される最終提案内容を確認の上、JSCC 提案型コンプレッションへの参加の最終意思表示を当社に行い、必要な当初証拠金が預託されていることを当社が確認したときは、当該 JSCC 提案型コンプレッションが成立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 固定金利対変動金利の円建て金利スワップであること（ベシススワップでないこと、アモチ又はアクレ付スワップでないこと、及び前後スタブ付取引でないこと） ✓ JSCC 提案型コンプレッション実施日の当日又は翌営業日に利息の決済が存在しないこと ・ 実施頻度については、当面の間四半期に一回とし、具体的な日程等は事前に当社から通知する。 ・ JSCC 提案型コンプレッションの実施日の前営業日までの間、当社は左記提案内容を毎営業日、利用者に対し提示する。 ・ JSCC 提案型コンプレッションへの参加の最終意思表示は、JSCC 提案型コンプレッション実施日の午前 10 時までに行う。 ・ アフィリエイトについては、アフィリエイトの依頼に基づき、受託清算参加者が当社に対して参加への最終意思表示を行う。 ・ JSCC 提案型コンプレッションの成立に際して必要な当初証拠金の確認は、JSCC 提案型コンプレッション実施日の午後 4 時以降速やかに行う。
(3) JSCC 提案型コンプレッションの成立により解約・成立する取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC 提案型コンプレッションの成立により、JSCC 提案型コンプレッション実施日の前営業日に当社から提示した内容に基づき、利用者より提出された取引の一部を満期到来前に解約するとともに、新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に成立する清算約定の固定金利については、当社が定める範囲内とする。 ・ 固定金利の具体的な範囲及び設定方法は、取引の状況等

項目	内容	備考								
(4) 手数料	<p>規の清算約定（担保型）を成立させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> JSCC 提案型コンプレッションにより解約された取引の件数から新規に成立する清算約定の件数を削減した件数1件につき、以下のとおりの金額とする。 <table border="1" data-bbox="510 443 1341 691"> <thead> <tr> <th>対象件数</th> <th>適用手数料 (1件あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 500件以内</td> <td>6, 000円</td> </tr> <tr> <td>2, 501件以上5, 000件以内</td> <td>3, 600円</td> </tr> <tr> <td>5, 001件以上</td> <td>1, 200円</td> </tr> </tbody> </table>	対象件数	適用手数料 (1件あたり)	2, 500件以内	6, 000円	2, 501件以上5, 000件以内	3, 600円	5, 001件以上	1, 200円	<p>を踏まえ、制度開始前までの間に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各段階の対象件数部分に対して、その段階の手数料が適用される。(対象件数の計算は、1計算年度(4月から翌年3月まで)ごとに実施する。) 株主清算参加者及びそのアフィリエイトにあつては、左記の料金について、コンプレッション手数料の年度上限額を適用する。
対象件数	適用手数料 (1件あたり)									
2, 500件以内	6, 000円									
2, 501件以上5, 000件以内	3, 600円									
5, 001件以上	1, 200円									
<p>II. 円建て金利スワップの清算対象の拡大</p> <p>1. 制度趣旨</p> <p>2. TIBOR 取引の残存期間の拡大等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社の清算参加者等の利便性の向上を図るため、TIBOR 取引に係る残存期間を拡大し、また、円建て金利スワップの前後スタブ付取引を清算対象とする。 日本円 TIBOR (D-TIBOR) の清算対象取引に係る残存期間を20年まで拡大し、ユーロ円 TIBOR (Z-TIBOR) の清算対象取引に係る残存期間を30年まで拡大する。 円建て金利スワップの前後スタブ付取引について、清算対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、日本円 TIBOR について残存期間10年までを清算対象とし、ユーロ円 TIBOR について残存期間20年までを清算対象としている。 現在は、前スタブ付取引及び後スタブ付取引を清算対象としている。 								
III. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 2018年9月を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。) 									

以上